

質問第二四号

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施
主体の役職員に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年十月十日

古賀之士

参議院議長 山東昭子 殿

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験の実施主体の役職員に関する質問主意書

大学入学共通テストの枠組みで実施される民間の英語資格・検定試験（以下「民間英語試験」という。）の実施主体の役職員の法令上の位置付けに疑義があるため、質問する。

一 民間英語試験の実施主体の役職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなすことが出来るか、示されたい。

二 民間英語試験の実施主体の役職員が、民間英語試験の試験問題を漏洩した場合の、法令上の罰則の有無を示されたい。また、海外で作成された試験問題が海外で漏洩した場合、日本の法令が適用されるか、明示されたい。

三 民間英語試験の実施主体の役職員が、民間英語試験の受験者の成績についての情報を漏洩した場合の、法令上の罰則の有無を示されたい。また、海外で採点された受験者の成績についての情報が海外で漏洩した場合、日本の法令が適用されるか、明示されたい。

右質問する。